

## 譲渡・売却をご希望の場合の報酬表

### 着手金（企業評価料および案件化料） ※提携仲介契約締結時

企業の簿価総資産額	企業評価料	案件化料	合計
2億円以下	50万円	50万円	100万円
2億円超 10億円以下	100万円	100万円	200万円
10億円超 20億円以下	150万円	150万円	300万円
20億円超 30億円以下	200万円	200万円	400万円
30億円超 50億円以下	250万円	250万円	500万円

- 50億円超の場合は、「合計」を簿価総資産額の0.1%とし、企業評価料と案件化料とで折半いたします。  
(計算例) 総資産額が60億円の場合、60億円×0.1%=600万円が合計、企業評価料及び案件化料はそれぞれ300万円となります。
- 譲渡企業対象の関係会社・事業所が複数ある場合、別途お見積りいたします。
- 企業評価にあたり、以下の場合は別途ご相談させていただきます。
  - 調査会社の市場予測や特別な技術評価を要する場合
  - 経営計画策定コンサルティングを要する場合
  - 不動産鑑定を要する場合
- 海外に譲渡対象企業の関係会社・事業所・工場等があり、事前の財務調査等が必要な場合は、上記の企業評価料・案件化料の他に300万円～500万円を頂戴いたします。

### 成功報酬（仲介手数料） ※最終契約締結時

譲渡企業の時価総資産額（営業権を含む）	手数料率
5億円以下の部分	5%
5億円超 10億円以下の部分	4%
10億円超 50億円以下の部分	3%
50億円超 100億円以下の部分	2%
100億円超の部分	1%

- 成功報酬（仲介手数料）の最低額は2,000万円とします。  
【成功報酬の計算例】譲渡企業の営業権を含む時価総資産額が7億円の場合  

$$5 \text{ 億円} \times 5\% = 2,500 \text{ 万円}$$

$$(7 \text{ 億円} - 5 \text{ 億円}) \times 4\% = 800 \text{ 万円}$$

$$\text{合計 } 3,300 \text{ 万円}$$
- 企業評価料および案件化料に関しては成功報酬（仲介手数料）への充当はできません。
- 以下の項目については仲介手数料には含まれておりません。
  - 不動産鑑定、登記及び株券印刷等の実費
  - 公認会計士、税理士、及び弁護士費用等の実費
- M&Aにおいて、合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為等を伴う場合、上記の成功報酬以外に「組織再編行為等を伴うプランニング費用」を別途請求させていただく場合がございます。
- 上記は当社の提携仲介契約書（ひな型）に基づきお申し受けする標準の報酬額です。特別に勘案すべき事情等により、上記の標準報酬と異なる額を請求させていただく場合には、別途その内容をご説明いたします。

※すべて消費税が別途かかります